

下関市教育委員会 5月定例会 資料

令和2年5月26日（火） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第25号 令和2年度教育予算の補正（6月）について 別冊①
- 第26号 令和2年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について P 2
- 第27号 令和3年度使用下関商業高等学校教科用図書の
採択について 別冊②
- 第28号 下関市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について 別冊③
- 第29号 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について P 4
- 第30号 下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）について P 6
- 第31号 下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について P 30
- 第32号 財産の取得について P 33
- 第33号 豊浦四町公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について P 57

[臨時代理の報告]

- 下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 P 59

[報告事項]

- 第3期下関市教育振興基本計画（案）について 別冊④
- 2020年度こども文化パスポート事業の中止について P 62
- 北部公民館の一部利用停止期間について P 63

教育委員会定例会日程表

令和2年5月26日(火) 9時30分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 第25号 令和2年度教育予算の補正(6月)について | 教育政策課 |
| 第26号 令和2年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第27号 令和3年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について | 教育研修課 |
| 第28号 下関市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 第29号 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について | 文化財保護課 |
| 第30号 下関市子どもの読書活動推進計画(第三次)の策定について | 中央図書館 |
| 第31号 下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について | 歴史博物館 |
| 第32号 財産の取得について | 歴史博物館 |
| 第33号 豊浦四町公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について | 豊北教育支所 |

日程2

【臨時代理等報告】

- 臨時代理の報告について(下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例)
- 教育政策課

日程3

【報告事項】

- | | |
|---------------------------|-------|
| 第3期下関市教育振興基本計画(案)について | 教育政策課 |
| 2020年度こども文化パスポート事業の中止について | 教育政策課 |
| 北部公民館の一部利用停止期間について | 生涯学習課 |

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和2年6月24日(水)

R2. 6月							R2. 7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6			1	2	3	4		
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30					26	27	28	29	30		

閉会

下関市教育委員会
議案第26号

令和2年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和2年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

下関市教育支援委員会規則(平成17年教育委員会規則第20号)に基づき、
別紙のとおり下関市教育支援委員会委員の委嘱をする。

記

任期 令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

提案理由

令和元年度委員の任期満了に伴い、令和2年度委員を委嘱するため。

令和2年度下関市教育支援委員会委員

No.	区分	所属	職名	氏名	備考	難聴・言語障害部会	R02
1	下関市教育研究会特別支援教育部校長	下関市立日新中学校	校長	今坂 雅志			新
2	"	下関市立桜山小学校	校長	清永 直志			
3	"	下関市立西山小学校	校長	中村 知史			新
4	難聴・言語障害特別支援学級設置校長	下関市立王喜小学校	校長	増元 進		難聴・言語障害部会のみ	
5	特別支援学級担当教員	下関市立川中小学校	教諭	三浦 久枝		◎	
6	"	下関市立川棚小学校	教諭	黒瀬 圭一郎			新
7	"	下関市立勝山中学校	教諭	植津 怜美			
8	医師	かねはら小児科	院長	金原 洋治	小児科医		
9	"	下関市こども発達センター診療所	院長	大賀 由紀	"		新
10	"	あやらぎこどもクリニック	院長	岩井 崇	"		
11	"	長門一ノ宮病院	副院長	稻野 靖枝	精神科医		
12	"	岡耳鼻咽喉科医院	院長	岡 和彦	耳鼻科医	難聴・言語障害部会のみ	
13	児童福祉関係行政機関職員	山口県下関児童相談所	児童心理司	肥塚 拓未			
14	"	下関市こども発達センター	主任	田中 恵			
15	"	下関市保健部健康推進課	主任保健師	茅野 えり			
16	その他教育委員会が必要と認める者	山口県立下関総合支援学校	小学部主事	増田 和美			
17	"	山口県立下関南総合支援学校	中学部主事	寺田 充吉			新
18	"	山口県立豊浦総合支援学校	小学部主事	岡田 達彦			新
19	"	山口県立下関南総合支援学校	教諭	古田 規子		◎	
20	"	山口県立下関総合支援学校	教諭	乾 洋美			
21	"	下関市立名池小学校	教諭	松下 嘉代	地域コーディネーター	◎	
22	"	下関市立日新中学校	教諭	竹重 政恵	地域コーディネーター		
23	"	下関市立豊浦小学校	教諭	傍士 一郎	通級指導教室担当教員		
24	"	下関市立江浦小学校	教諭	寺本 健久代	通級指導教室担当教員	◎	
25	"	下関市立安岡小学校	教諭	中野 良浩	通級指導教室担当教員	◎	
26	"	下関市立山の田小学校	教諭	中村 昭子	通級指導教室担当教員	◎	
27	"	下関市立第一幼稚園	主任教諭	野村 加奈子	通級指導教室担当教員	◎	
28	"	下関市立川中幼稚園	主任教諭	内田 仁美	通級指導教室担当教員	◎	新
29	"	下関市立豊浦幼稚園	主任教諭	川上 由美子	通級指導教室担当教員	◎	新
30	"	下関市立彦島中学校	教諭	松岡 輝子	通級指導教室担当教員	◎	

下関市教育委員会
議案 第29号

下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年 5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条並びに下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122号）第11条の規定に基づき、下記候補者に下関市立考古博物館協議会委員を委嘱する。

記

候補者名 藤井智寛 (新任)

任期：令和2年5月26日から令和3年7月31日まで

提案理由

下関市教育研究会小学校社会科部会長の改選に伴い、新部会長に下関市立考古博物館協議会委員を新たに委嘱するもの。

下関市立考古博物館協議会委員候補者名簿

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日

区分	NO	氏名 生年月日	公職等	備考
学識経験者	1	わたなべ 渡辺 一雄 かずお	梅光学院大学元教授 下関市文化財保護審議会委員	再任
	2	やまうち 山内 紀嗣 のりつぐ	関西大学・天理大学非常勤講師	再任
	3	たなか 田中 普作 しんさく	山口大学教授	再任
	4	ふじまる 藤丸 詔八郎 しよぱちろう	梅光学院大学非常勤講師	再任
社会教育関係者	5	こんどう 近藤 洋平 ようへい	社会福祉法人開成会監事 下関市文化協会副会長	再任
	6	かわなみ 河波 茅子 かやこ	田中絹代メモリアル協会事務局長 田中絹代記念館サポートー	再任
上家庭に動を行う者に資する者の向	7	きはら 木原 豊美 とよみ	社会福祉法人きずな理事 金子みすゞ研究者	再任
学校教育関係者	8	ふじい 藤井 智寛 ひとひろ	下関市立江浦小学校校長 下関市教育研究会小学校社会科部会部長	新任
	9	おかざき 岡崎 茂邦 しげくに	下関市立山の田中学校校長 下関市教育研究会中学校社会科部会部長	再任

(順不同)

(参考)

○博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）抜粋

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

○下関市立考古博物館の設置等に関する条例

（平成17年2月13日条例第122号）抜粋

（考古博物館協議会）

第11条 法第20条の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会
議案第30号

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）について

上記の議案を提出する。

令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）について

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）について、別添（案）
のとおりとする。

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）

～未来を担う子どもたちのために～

(案)

令和2年6月
下関市教育委員会

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

しかし、近年社会の急激な変化に伴い、読書活動についても幼児期から本に親しむ時間や機会の減少による読書離れが指摘されています。インターネットや、パソコン、タブレット、スマートフォンの普及やそれらを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等コミュニケーションツールの多様化等に伴い、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、生活の利便性を向上させる一方で、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

子どもは、読書を通じて、読解力、想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解することができるようになります。このような読書で培われる力を育むためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深める機会を提供するとともに、子どもがいつでも本に親しむことのできる読書環境を計画的に整備することが必要です。

下関市教育委員会では、下関市における教育振興のための施策に関する「下関市教育振興基本計画」において、子どもの読書活動の推進を重要施策として位置付けており、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に「下関市子どもの読書活動推進計画」を、平成27年3月には「下関市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定し、子どもの読書活動の推進に関するさまざまな取組を行ってまいりました。

このたび、第二次計画期間における成果や課題を踏まえ、今後5年間の子どもの読書活動推進の指針として、「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」を策定いたしました。

今後も、「学びが好きな子ども」の育成と「学びの街・下関」の実現に向け、読書の好きな子どもたちが育ち、子どもたちが読書への意欲を持ち続ける環境を守るために、家庭、学校、地域、また、図書館その他関係機関等が連携・協力し、子どもたちの読書環境の整備を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました下関市子どもの読書活動推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様及び関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年6月

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

目次

第1章 下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）策定にあたって·····	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の考え方	
4 計画の期間	
5 計画の対象	
第2章 第二次計画期間における取組とその成果と課題·····	3
1 家庭における子どもの読書活動推進の取組	
2 図書館における子どもの読書活動推進の取組	
3 学校における子どもの読書活動推進の取組	
4 その他の施設や民間団体等の子どもの読書活動推進の取組	
5 成果と課題（アンケート結果と重点施策の実施結果より）	
第3章 第三次計画の基本目標と取組の3つの柱·····	11
第4章 具体的な取組·····	12
1 本との身近な出会いを（環境の整備）	
(1) 図書館における取組	
(2) 学校における取組	
(3) その他の施設や民間団体等の取組	
2 「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）	
(1) 図書館における取組	
(2) 学校における取組	
(3) その他の施設や民間団体等の取組	
3 世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）	
(1) 図書館における取組	
(2) 学校における取組	
(3) その他の施設や民間団体等の取組	
第5章 基本目標と数値目標·····	15

【資料編】 ■策定の経過 ■下関市子どもの読書活動推進会議委員
■子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）策定 にあたって

1 計画の目的

子どもにとって、読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、厳しい社会に対応していく「生きる力」を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

平成 13 年 12 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念では、上記の内容にかんがみ、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。

本市ではこの基本理念を実現するものとして、平成 20 年 3 月に「下関市子どもの読書活動推進計画」を、平成 27 年 3 月には「下関市子どもの読書活動推進計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定してまいりました。

平成 27 年には国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標が定められました。読書活動を推進することは、公平で質の高い教育の普及に資するとともに、生涯学習の機会を促進する重要な取組です。

この度策定する「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」（以下「第三次計画」という。）では、これまでの計画及び活動を振り返るとともに、社会情勢のさまざまな変化等に伴う子どもの読書環境の変化を踏まえ、子どもの読書活動を支える新たな環境の整備を推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて策定するものであり、「第2次下関市総合計画」及び「下関市教育振興基本計画（下関市教育大綱）」に沿う計画として位置付けます。

また、国の『第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』及び「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）との整合性を図りつつ、下関市における子どもの読書活動の推進の方向性を示すものとして策定します。

3 計画の考え方

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念を実現するために欠かせないのは、子どもたちの生活や成長の過程における、切れ目のない見守りとサポートです。

下関市教育委員会では、家庭、地域、学校等、子どもが過ごす様々な場所において子どもが本と出会えるよう、さまざまな機関と協力しながら、子どもと家庭への働きかけを行うこととし、その働きかけ（取組）を具体的に示すものとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020 年度）から令和6年度（2024 年度）までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象となる子どもの年齢は、概ね 18 歳以下とします。

第2章 第二次計画期間における取組とその成果と課題

1 家庭における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇ブックスタート^{注1}事業を充実させます。
- ◇乳幼児向けのおはなしの会、読み聞かせや講習会等の開催を充実させます。
- ◇図書館利用案内や文庫リスト、おはなしの会の開催案内等、読書に関する情報を提供します。
- ◇家庭教育学級等で家庭での読書活動の意義や楽しみを伝えます。
- ◇幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センターにおいても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及します。
- ◇保護者を対象とした子どもの読書に関する講座等を実施します。
- ◇ホームページ等を活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや読書の時間を持つよう習慣づけることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図ります。

家庭で親子が本を介してコミュニケーションを図る機会の提供を目的とし、子どもたちに絵本を手渡す「ブックスタート」を第一次計画から継続して実施しました。絵本とともに、図書館の利用案内等も配布し、子どもの本と読書に関する情報発信に努めました。

第二次計画期間中においては、1歳半健診に参加した子どもと保護者に絵本を手渡し、平成30年度はブックスタート対象者の99.8%に絵本を届けることができました。

地域で活動している文庫や、幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター等においても、子どもたちに向けた絵本の読み聞かせやおはなしの会を行っています。

公民館等を会場に行う「家庭教育学級」や「地域ふれあい活動」において、子どもの読書に関する講座を開き、保護者や地域住民等が参加しました。

下関市立図書館のホームページ上に「キッズページ」を開設し、テーマに沿った児童書の紹介を行っています。

注1 「ブックスタート」とは、赤ちゃんとその周りの人々が、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、絵本を開く「体験」と「絵本」をプレゼントする活動です。下関市では、1歳半健診会場で、読み聞かせを行い、絵本をお渡ししています。

2 図書館における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇各図書館で開催しているおはなしの会等の読書活動推進の行事を充実します。
- ◇外国語の絵本の収集・提供と外国語によるおはなしの会等を実施します。
- ◇図書館まつりを実施します。
- ◇幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター、小・中学校への団体貸出を促進します。
- ◇絵本セットや目的分野別の図書セットを整備し、希望する施設へ貸し出します。(施設へ配達します。)
- ◇小・中学校向け目的分野別の図書セットを順次整備し、貸し出します。
- ◇図書館職員が依頼に応じて学校等に出向き、おはなしや絵本の読み聞かせ、ブックトーク^{注2}を行います。
- ◇図書館職員が学校に出向き、学校図書館の運営に関する相談に応じます。
- ◇子どもの発達段階に応じた図書リストを作成します。
- ◇読み聞かせ、ブックトーク等の技術が向上するよう研修会を開催します。
- ◇読み聞かせ等のボランティア活動が広がるよう協力・支援します。
- ◇子どもの読書活動推進に関するホームページを作成します。

各図書館において、「おはなしの会」や「図書館まつり」、「ぬいぐるみのおとなり会」等、子どもと本の橋渡しとなるイベントを実施しました。

子どもの読書推進を目的とした図書購入を行い、学校や保育園等への団体貸出とその普及を図るとともに、出張読み聞かせや出前講座として、図書館職員を派遣し、図書館外においても読書推進活動を行っています。

また、毎年、子どもの読書活動推進に関わるボランティアと学校司書、公共図書館司書がともに学ぶ研修を実施し、関係者間の交流を図りました。

学校及び学校図書館への支援としては、授業で取り上げる機会が多いテーマを主に資料を充実させ、学校からの資料提供依頼に応えました。

注2 「ブックトーク」とは、特定のテーマに関する数冊の本を、一つの流れができるようなプログラムを組み立て、登場人物やあらすじ等を交えて紹介することです。

図書館への来館が難しい子どもや保護者を対象に、本に関する情報を載せたリーフレットを作成し、図書館内や学校等で配布しました。下関市立図書館のホームページにおいても「キッズページ」を開設し、季節にちなんだテーマで絵本の紹介をしています。

平成31年1月には、山口県立山口図書館との共催で、子ども読書ネットワークフォーラム「こどもと本のおまつり」を開催しました。このフォーラムの目的である「市立図書館を核とした地域の子ども読書活動のネットワークづくり」のため、下関市内で活動を続けている文庫や読み聞かせボランティア団体等、子どもの読書活動の推進に尽力されている団体を、パネル展示で広く紹介しました。このフォーラムでは、子どもたちに大人気の『かいいけつゾロリ』シリーズの作者と、児童書専門店「子どもの広場」代表とのトークショーや、相手のために絵本を選んで読みあう「体験してみよう！『読みあい』ワークショップ」等のイベントも実施し、多くの子どもと保護者が本と触れ合いました。

3 学校における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇全小・中学校、高等学校で、朝の読書活動に取り組みます。
- ◇教職員やボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング^{注3}、ブックトーク等を行います。
- ◇読書感想文・感想画コンクール等を開催します。
- ◇学校図書館では、館内のコーナー展示や図書館便りを通じて、新入荷本、おすすめの本の紹介等を行います。
- ◇コミュニティ・スクール^{注4}の仕組を活用し、読み聞かせ人材の発掘を行えるように支援します。

朝の読書活動に取り組む学校においては、本を持参している児童・生徒が空き時間に自主的に読書を行う様子が見られます。

また、子どもたちが、自分の考えを深める読書の機会を増やすために、読書感想文や読書感想画の取組を促しています。

平成27年度に5人の学校司書を配置して、学校図書館の環境整備や読み聞かせボランティア等の地域で活躍する方々との連携が進んでいます。平成30年度から学校司書は10人となりました。

注3 「ストーリーテリング」とは、語り手が物語を覚えて、聞き手に語ることです。「語り」とも呼ばれ、「読み聞かせ」「紙芝居」等とともに、子どもと物語をつなぐ手法として用いられます。

注4 「コミュニティ・スクール」とは、学校運営協議会が設置され、教育委員会から委嘱または任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画できる学校のことです。

4 その他の施設や民間団体等の子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇公民館は、読み聞かせ団体による図書室の運営を行います。
- ◇公民館は、読み聞かせ団体による読み聞かせ、おはなしの会等の実施を支援します。
- ◇児童館では、読み聞かせ、おはなしの会等を実施し、子どもが読書に親しむ活動を推進します。
- ◇図書館等でボランティア育成・支援のための講座・研修機会の充実に努めます。
- ◇図書館、公民館等で交流や研修の場を提供し、情報提供及び運営に関する相談等による幅広い活動支援に努めます。
- ◇PTAや子育てグループ等に情報提供を行うため、図書館ホームページに図書館利用案内や図書の紹介等、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供を行います。

公民館では、読み聞かせ団体による読み聞かせ、おはなしの会等実施を支援しました。

児童館やふくふく子ども館でもおはなしの会を開き、児童はもちろん、乳幼児と保護者にも読書と読み聞かせの大切さを伝えました。

図書館で開くおはなしの会は、たくさんのボランティアの方々の協力を得て開催していることから、図書館主催で、子どもの読書活動推進に関する方々の交流の場を設けたり、ともに学ぶ研修会を開きました。また、その機会を利用し、司書やボランティア、保護者で情報交流を図りました。

下関市立図書館の「Facebook（フェイスブック_{在ち}）」のアカウントを取得し、各図書館で開催する子ども向けイベントの案内を行いました。

平成30年度からは「下関市生涯学習まちづくり出前講座」に下関市立図書館として講座メニューを新設しました。小学校や児童クラブからの依頼を受け、司書を講師として派遣しました。

注5 「フェイスブック」とは、世界規模で利用されているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイトの一つです。インターネット上のサイトに実名で登録し、自身の近況報告やイベント案内等の情報を発信したり、「友達」としてつながった相手が発信した情報を受信することができます。

5 成果と課題（アンケート結果と重点施策の実施結果より）

令和元年5月に、下関市立の幼稚園・保育園・認定こども園に通う子どもの保護者、小学4年生、中学2年生を対象に、読書に関するアンケートを実施しました。

主な設問内容は、次のとおりです。

- ・本が好きか
- ・一か月にどのくらい読むか
- ・読書をしない場合、その理由は何か
- ・学校図書館を利用しているか
- ・学校図書館を利用しない場合、その理由は何か
- ・本を読むことは自身のためになると思うか

未就学児について保護者に行ったアンケートでは、「読書」を「読み聞かせ」に置き換えて設問を作成しました。

小学4年生と中学2年生の回答では、「本が好きな子どもは増加しているが、一か月に1冊も本を読まない子どもも増加している」という結果でした。

5年前に行った同様のアンケートでは、本が「好き」「どちらかといえば好き」との回答が、小学4年生では79%、中学2年生が67%であったのに対し、今回は、小学4年生が86%、中学2年生が69%でした。

一か月に読む本の冊数については、「0冊」との回答割合が、小学4年生が3%から4%に、中学2年生では、14%から18%に増えています。

未就学児の保護者の回答では、子どもが「本が好き」「どちらかといえば好き」の割合が合わせて90%、読み聞かせをする習慣がある家庭は87%と高い割合である一方、図書館や文庫等で行われているおはなし会に参加したことがある家庭は半数以下という結果でした。

また、第二次計画で掲げた重点施策の実施結果においては、目標を達成できた項目は半数程度でした。

これらのことから、今後の施策と目標設定においては大幅な見直しが必要です。

読書についてのアンケート				
下関市教育委員会では、みなさんに読書を好きになってもらえるようにいろいろな活動をしています。この活動のためのアンケートにご協力ください。				
★以下の質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つの質問につけるのは一つです。★「その他」に○をつけた人は、() にくわしいことを書いてください。				
質問1 あなたは、本（マンガをのぞく）を読むことが好きですか？ ①好き ②どちらかといえば好き ③どちらかといえば好き ④さらい				
質問2 あなたは1ヶ月でどのくらい本を読みますか？ ①0冊 ②1~3冊 ③4~6冊 ④7~9冊 ⑤10~12冊 ⑥13~15冊 ⑦16冊以上				
質問3 (質問2で、「①0冊」に○をついた人だけ選んでください。) あなたが本を読まない理由はなんですか？ ①本を読む時間がない ②読みたい本が思いつかない ③読書が好きではない ④本は読みたいけれど身边に本がない ⑤その他()				
質問4 あなたが本を読むときは、どこ（またはだれの）本を読みますか？ ①自分の ②友だらや先生の ③学校の ④下関市立図書館や移動図書館の ⑤公民館や地域文庫の ⑥その他()				
質問5 (質問5で「④なぜかわからない」や「なぜかわからない」に○をついた人だけ選んでください。) あなたが学校の図書室で本をかりない理由はなんですか？ ①本を読む時間がない ②読みたい本が思いつかない ③読書が好きではない ④読みたい本が図書室にない ⑤休み時間に図書室が混んでいる ⑥図書室に入りづらい ⑦その他()				
質問6 本を読むことは、あなたのためにやっていますか？ ①なっている ②どちらかというなっている ③あまりなっていない ④なっていない				

小学4年生と中学2年生に行ったアンケート

第二次計画における重点施策及び目標とその実施結果

重点施策	平成 25 年度の状況	目標	実施結果
ブックスタートの充実について	参加率 94.7%	参加率 100%を目指す	参加率 99.8% ※平成 30 年度実績
小・中学校図書館図書標準冊数の 100%達成校増加	小学校 52 校中 9 校 (17.3%) 中学校 22 校中 3 校 (13.6%)	全小・中学校達成	小学校 47 校中 26 校 (55.3%) 中学校 22 校中 2 校 (9.1%) ※令和元年度実績
司書教諭の増員	74.3% (55/74 校)	11 学級以下の学校への司書教諭の配置を目指す	69.6% (48/69 校) ※令和元年度実績
朝の読書の実施	89.2% (66/74 校)	全小・中学校で実施	91.3% (63/69 校) ※令和元年度実績
学校司書の配置	0 人	2 校に 1 人学校司書の配置を目指す	10 人 ※令和元年度実績
公民館主催による読書推進活動	9 講座 10 回	開催講座数を増やす	7 講座 8 回 ※令和元年度実績
家庭教育学級での読み聞かせの実施	3 園・校	開催園・校を増やす	3 園 ※令和元年度実績
発達段階に応じた読書活動のための情報提供の充実	リストやチラシ等で新刊書やテーマに沿った図書を紹介	発達段階別図書リストの作成・配布	乳幼児、小学生、中学生、高校生向けとして作成・配布実績あり
図書館・学校等での読み聞かせボランティアのステップアップのための研修会の開催	開催なし	中央図書館等で年に 3 講座開催	2 回 ※平成 30 年度実績
年齢に応じたおはなしの会等、読書推進のための行事の開催	200 回	増加させる	197 回 ※平成 30 年度実績

一方、アンケート結果からは多くの課題が見えてきました。

一か月に1冊も本を読まない小学4年生、中学2年生の回答では、その理由について「読書が好きではない」という回答の次に多い理由が、「読みたい本が思いつかない」「本は読みたいけれど身边に本がない」でした。

また、学校に通う子どもたちにとって、一番身近であるはずの学校図書館の利用についても、小学4年生では85%の児童が本の貸し出しサービスを利用していますが、中学2年生では利用する生徒が16%となっています。

「利用しない」とした中学生にその理由を聞いた設問では「本を読む時間がない（図書室に行く時間も含め）」「読みたい本が図書室にない」といった回答が多く、読書への意欲や必要性を感じる気持ちを持ちつつも、環境が整っていないことがわかりました。

未就学児の保護者からは、図書館や地域で行われているおはなしの会等への参加をしない理由を聞いた設問では、「いつどこであるか知らない」「忙しくて行けない」「時間や日程が合わない」などの声が大半を占め、こちらにおいても、要求に即した実施がなされていないことがうかがえます。

これらのことから、「活字離れ」や「ライフスタイルの多様化」等、現代社会における状況が子どもたちにも大きく影響していることを受け止め、現代の子どもたちの生活環境に合う取組を考える必要があります。

第3章 第三次計画の基本目標と取組の3つの柱

第二次計画の課題及びアンケート結果を踏まえ、第三次計画では、2つの基本目標を定め、その目標を達成するために取組についての3つの柱を立て、子どもの読書活動を推進します。

基本目標

- ★ 下関市に読書が好きな子どもたちが育つこと
- ★ 子どもたちが読書への意欲を持ち続ける環境を守ること

取組の3つの柱

1 本との身近な出会いを（環境の整備）

子どもが過ごす場所に必ず本があることを目指し、身近に本がある環境づくりを進めます。本を手に取る機会が少ない子どもには、本との出会いとなる情報を発信します。

2 「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）

子どもの知的好奇心に応える本の収集と提供に努めます。子どもの「知りたい」という探求心が育つような情報発信を行います。

3 世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）

子どもたちに、未知の世界への扉を開き、自らの探求への意欲が湧く本を手渡します。世界や自分の未来を考えることができる読書のための支援と情報発信を推進します。

第4章 具体的な取組

1 本との身近な出会いを（環境の整備）

（1）図書館における取組

- ① アンケート等により、子どもの読書傾向の情報を収集し、子どもたちの期待に応える図書館運営を行います。（☆★）
- ② 子どもと保護者が来館しやすい環境整備を図ります。（☆★）
- ③ 児童サービスに関する研修を実施し、司書の資質向上に努めます。（☆★）
- ④ 団体貸出サービスを推進し、図書館を利用することが難しい子どもにも本を届けます。（☆）

（2）学校における取組

- ① 子どもが「行きたい」と思えるよう、学校図書館を整備します。（☆★）
- ② 朝の読書や図書ボランティア等による読み聞かせなど、継続的な読書活動の実施に努め、読書が好きな子どもの育成を目指します。（☆★）
- ③ 子どもの自主性を尊重した選書の機会を設け、子どもの読書意欲が向上するよう努めます。（☆★）
- ④ 学校司書の確保と資質向上に努め、読み聞かせ等、子どもと本との出会いの時間を設けるよう努めます。（☆★）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館など、地域における読書環境を提供します。（★）
- ② 公民館において、子どもの読書活動推進につながる行事等の開催場所を提供します。（★）
- ③ 地域文庫や家庭文庫等、子どもの読書活動推進のために活動する団体とその活動を支援し、子どもが本と出会うための環境を守ります。（★）

2 「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）

（1）図書館における取組

- ① 子どもの知的好奇心や探求心に応え、子どもの心の栄養となる本の選書・収集に努めます。（☆★）
- ② 子どもの成長やそれぞれの読書スタイルに応じた資料提供を行います。（☆）
- ③ 子どもの知的好奇心を触発するイベントや展示、情報発信を行い、それに関する資料情報を提供することで、子どもの自らの探求を促進します。（☆★）
- ④ 子どもが自ら情報を収集し、活用する力が育つよう、調べ学習の手助けとなる子ども向けのパスファインダー^{注6}を作成し、広く提供します。（★）

（2）学校における取組

- ① 学校図書館図書標準冊数を意識した学校図書館整備を行い、学習に必要な本が備えられるよう努めます。（☆★）
- ② 授業をはじめとするさまざまな学校活動において学校図書館を活用し、子どもたちに親しみのある学校図書館運営を目指します。（☆★）
- ③ 学習はもちろん、自主的な研究、自主的な読書のきっかけとなる学校図書展示を行います。（☆★）
- ④ 自らの力で探求を進めるための情報リテラシー^{注7}教育を行います。（☆★）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館などで行うイベントや地域の行事等において、子どもの読書活動推進につながるよう、情報提供を行います。（☆）
- ② 子どもの探求心が育つ事業実施に努め、子どもの読書活動推進に関わる人や団体への情報発信を行います。（☆）

注6 「パスファインダー」とは、特定のテーマに関する資料や情報をリスト化したり、調べるための手段を紹介したものです。

注7 「情報リテラシー」とは、さまざまな情報の中から必要な情報をを集め、評価し、活用する能力です。情報の取扱いに関する注意等の知識を持つこともこれに含まれます。

3 世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）

（1）図書館における取組

- ① 新しい本との出会いとなるおはなし会の開催を継続します。より多くの子どもと保護者が参加できるよう、ボランティアと協力して進めます。（☆★）
- ② 学校等からの依頼による読み聞かせやブックトークに、司書を派遣します。（☆★）
- ③ ボランティアや学校司書、図書館職員等が語り合う場を設け、子どもたちに本を手渡す活動を担う人材の育成に努めます。（☆★）
- ④ 子どもの読書推進に関わる人々の交流を推進し、子どもの読書活動推進ネットワークの強化を図ります。（☆★）

（2）学校における取組

- ① 子どもの読書意欲が高まるイベント等に取り組んでいきます。（☆★）
- ② 第三次計画を下関市立の小学校、中学校、高校に周知し、下関市全体の取組を促進します。（☆★）
- ③ 学校図書館担当、図書ボランティア、学校司書がともに研修を行い、子どもたちの実態把握と成長過程に応じたさらなる子どもたちへの読書支援に努めます。（☆★）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館などで行うイベントや地域の行事等において、子どもの読書活動推進につながるよう、情報提供を行います。（☆）
- ② 子どもの探求心が育つ事業実施に努め、子どもの読書活動推進に関わる人や団体への情報発信を行います。（☆）
- ③ 第三次計画を下関市立の公民館をはじめとする社会教育施設において周知を図り、下関市全体の取組を促進します。（☆）

第5章 基本目標と数値目標

それぞれの具体的な取組が第三次計画の目的達成の役割を果たしているかを検証するための目安として、基本目標に関する項目を定め、目標数値を設定します。

目標数値

項目	目標数値		(2019年度現在)
アンケートにより、「本が好き」「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合	未就学児	100%	90%
	小学4年生	95%	86%
	中学2年生	80%	69%
一か月に1冊以上本を読む子どもの割合	小学4年生	100%	96%
	中学2年生	90%	82%
家庭で読み聞かせをする家庭の割合	未就学児	90%	87%

資料編

■ 策定の経過

令和元年 5月 下関市立幼稚園、保育園、こども園の年長児の保護者、下関市立小学校の4年生、
下関市立中学校の2年生を対象に、「読書についてのアンケート」を実施。

令和元年 9月 「第1回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画案について意見聴取。

令和元年 11月 「第2回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画の修正案について意
見聴取。

令和2年 2月 「第3回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画の修正案について意
見聴取。

令和2年 2月 「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）」のパブリックコメントの実
施。（期間 令和2年2月27日～令和2年3月27日）

令和2年 4月 「下関市子どもの読書活動推進会議」において、計画の最終案について確認。

令和2年 5月 下関市教育委員会定例会にて議決。

令和2年 6月 「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」策定・公表。

■ 下関市子どもの読書活動推進会議委員

氏名	所属等
会長 太田 智	下関市立長府中学校 司書教諭
副会長 永島 昭雄	元小学校長、元彦島図書館長
委員 黒瀬 圭子	あおやま文庫代表
委員 貴志 紀代子	くろい文庫代表
委員 岡藤 秀子	清末保育園長
委員 西岡 裕子	下関市立勝山小学校 司書教諭

■ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財

政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）
～未来を担う子どもたちのために～

策定／令和2年（2020年）6月

発行／下関市教育委員会

編集／下関市教育委員会 中央図書館

山口県下関市細江町三丁目1-1 下関市生涯学習プラザ5階

下関市教育委員会
議案第31号

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
上記の議案を提出する。

令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
博物館法（昭和26年法律第285号）第21条並びに下関市立歴史博物館の設置等に関する条例（平成28年条例第39号）第12条の規定に基づき、下関市立歴史博物館協議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1. 解嘱及び委嘱者

解嘱者 田中 康夫

委嘱者 藤井 智寛

(区分：学校教育関係者 下関市立江浦小学校校長)

2. 任期

令和2年5月26日から令和3年2月20日まで

提案理由

下関市教育研究会小学校社会科部会長の改選に伴い、委員の解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

下関市立歴史博物館協議会委員候補者名簿

区分	氏 名	公 職 等	備 考
関係者 学校教育	藤井智寛	下関市教育研究会小学校社会科部長 下関市立江浦小学校 校長	新規
	岡崎茂邦	下関市教育研究会中学校社会科部長 下関市立山の田中学校 校長	
関係者 社会教育	富永洋一	下関市社会教育委員 ((一財)下関21世紀協会 常任理事) 下関観光コンベンション協会会长	
	岡昌子	菊舎顕彰会 前会長	
資する者 家庭教育に	上野幸子	長府婦人会 会長	
	松村通世	下関市更生保護女性会 会長	
学識経験者	木部和昭	山口大学経済学部教授	
	磯永和貴	東亜大学人間社会学科准教授	
	関谷慶子	学校法人下関学院 学院長	
	山田 稔	山口県立山口博物館学芸専門官	

参考条文（抜粋）

博物館法

（博物館協議会）

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例

（協議会の設置）

第12条 法第20条第1項の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会
議案第32号

財産の取得について
上記の議案を提出する。
令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

財産の取得について
下関市立歴史博物館に所蔵するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の相手方 | 東京都港区赤坂六丁目8番2号
ホライズンプレイス赤坂1804号
毛利 陽織 |
| 2 目的物 | 長府毛利家遺品27点（内訳別表のとおり。） |
| 3 取得価格 | 50,000,000円 |

提案理由

長府毛利家遺品を取得することについて、令和2年第2回定例市議会へ議案として提出するため。

地方自治法第96条第1項第8号

地方自治法施行令第121条の2第2項 2,000万円以上

【参考】

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

地方自治法施行令

② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四（第一百二十一条の二関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

市

二〇、〇〇〇

別表

財産の名称	数量	金額
天盃 附 参内之次第書	1件 (2点)	120,000円
秀吉公より秀元公拝領河船図	1巻	180,000円
元就公其の他より興禪寺へ当る御書類其外	1巻 (50通)	23,200,000円
御捷書類	1巻 (14通)	4,100,000円
輝元公其他より秀元公光広公への御消息	1巻 (28通)	8,500,000円
輝元公秀就公御誓紙類	1巻 (6通)	2,180,000円
慶長四年御国割書	1巻 (5通)	1,130,000円
毛利輝元官途書出	1巻	270,000円
秀元公御消息	1巻 (3通)	520,000円
秀元公広家公より秀就公宗瑞公への御状・匡豊公御手書 御帰邑に付御養子願	1巻 (2通)	210,000円
秀元公・光広公御遺書	1巻 (4通)	580,000円
秀元公御手簡	1巻 (3通)	520,000円
刑部少輔元知君御手書	1巻 (28点)	3,230,000円
秀就公御手簡	1巻 (5通)	730,000円
刑部様へ御分知砌の書状	1巻 (4通)	460,000円

江家聞見録	1件 (6巻)	300,000円
江家聞見録	1件 (6巻)	150,000円
歴代口宣	1巻 (35通)	1,320,000円
古分限帳（長府毛利家中分限帳）	1冊	580,000円
歴代位記	1巻 (10通)	380,000円
御代々御名乗實名書	1件 (21点)	80,000円
朝廷御達書	1巻 (19通)	550,000円
朝廷より宗家への御達書写	1巻 (3通)	90,000円
朝廷より当家への御達書	1巻 (11通)	320,000円
賞典録下賜之書	1巻 (2通)	60,000円
勅書 豊浦藩知事職任免辞令	1件 (2通)	180,000円
御沙汰書	1件 (2通)	60,000円
合計		50,000,000円

令和2年度 代表的な遺品

元就公其の他より興禪寺へ当る御書類其外



紙本墨書、巻子装

毛利元就・同隆元連署書状、毛利隆元書状など50通が収められる。

[概要]

毛利氏の外交僧として知られる策雲玄龍らが住持を務めた興禪寺に対して送られた書状などが含まれている。

慶長四年御国割書



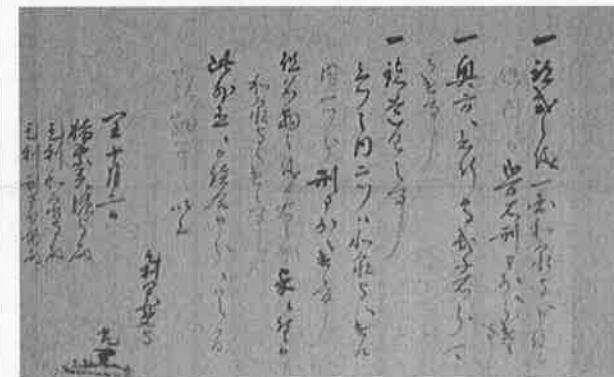
紙本墨書、巻子装

増田長盛・石田三成連署奉書写、毛利輝元国割書写など5通が収められる。

[概要]

慶長4年に、毛利秀元が毛利宗家を離れて別家を立てた際のもの。秀元に与えられる領地などが示されている。

秀元公・光広公御遺書



紙本墨書、巻子装

毛利秀元書状、毛利光広書状など4通が収められる。

[概要]

毛利秀元、及び毛利光広の死後の家督相続などに関するもの。特に、毛利秀元が遺言を記した書状は、死の前日に送られた貴重なものである。

長府毛利家遺品 令和2年度取得品目録

品名		員数	材質	形状	法量	摘要	取得額(千円)
1	天盆 附 参内之次第書	1点	土	盃	口径:14.1cm 底径: 6.7cm 高:2.0cm	2点	120
	天盆	1通	紙本墨書き	まくり	縦 21.9cm 横 144.6cm		
2	参内之次第書	1巻	紙本著色	巻子	縦 47.5cm 横 280.0cm	報告書では「河船図」と記載	180
	秀吉公より秀元公拝領河船図						
	元就公其の他より興禪寺へ当る御書類其外	1巻		巻子	50通		23,200
	毛利元就・同隆元連署寄進状	1通	紙本墨書き		縦 28.8cm 横 51.5cm	興禪寺あて 天文20年3月14日	
	毛利元就・同隆元連署書状	1通	紙本墨書き		縦 28.9cm 横 44.3cm	興禪寺あて 天文19年7月18日	
	毛利隆元・同元就連署書状	1通	紙本墨書き		縦 28.8cm 横 44.3cm	興禪寺あて 天文20年2月25日	
	毛利元就・同隆元連署書状	1通	紙本墨書き		縦 28.8cm 横 51.6cm	興禪寺あて 10月14日	
	毛利元就・同隆元連署書状	1通	紙本墨書き		縦 27.0cm 横 33.5cm	小早川隆景あて 永禄3年5月6日	
	毛利隆元書状	1通	紙本墨書き		縦 28.7cm 横 46.2cm	興禪寺龍西堂あて 天文20年8月14日	
	毛利隆元書状	1通	紙本墨書き		縦 25.8cm 横 36.5cm	桂元忠あて 4月3日	
	毛利隆元書状	1通	紙本墨書き		縦 26.7cm 横 40.6cm	興禪寺あて 弘治元年閏10月20日	
	毛利隆元書状案	1通	紙本墨書き		縦 27.7cm 横 43.9cm	策雲玄龍あて 12月5日	
	毛利隆元書状	1通	紙本墨書き		縦 24.8cm 横 77.9cm	楊首座あて 6月1日	
	毛利隆元書状	1通	紙本墨書き		縦 27.8cm 横 44.4cm	田公あて 12月26日	

毛利隆元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	24.5cm 42.5cm	興禪寺あて 天文13年10月19日
毛利隆元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	23.7cm 80.2cm	策雲玄龍あて 12月12日
毛利隆元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	26.1cm 46.4cm	興禪寺竹英あて 天文17年12月16日
毛利隆元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	24.9cm 49.6cm	志道広良あて 壬11月9日
吉川元春外連署書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.6cm 47.0cm	國司元武あて 7月27日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	17.8cm 42.5cm	興禪寺あて 永禄7年6月1日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	17.8cm 18.9cm	策雲玄龍あて 永禄6年壬12月24日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.5cm 358.0cm	策雲玄龍あて 永禄6年閏12月24日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	28.1cm 91.0cm	元楊あて 永禄7年6月3日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	24.5cm 81.0cm	元楊あて 永禄7年6月4日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.8cm 88.2cm	策雲玄龍あて 永禄7年5月24日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	24.3cm 45.4cm	興禪寺あて 8月29日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	29.5cm 45.0cm	興禪寺あて 弘治2年7月28日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	28.0cm 55.1cm	興禪寺あて 天正2年9月16日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.7cm 90.5cm	口羽通良あて 永禄7年5月24日
小早川隆景書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.8cm 45.2cm	赤川元保あて 5月28日
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	28.0cm 35.5cm	興禪寺あて 3月13日
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	27.2cm 46.5cm	興禪寺あて 8月20日
毛利元就袖判興禪寺元楊抱寺家注文	1通	紙本墨書き	縦 横	28.7cm 44.6cm	元楊あて 永禄7年8月28日
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	28.0cm 48.0cm	興禪寺あて 8月7日
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き	縦 横	28.0cm 46.5cm	興禪寺あて 7月2日

毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.2cm 51.6cm	興禪寺あて 天正10年6月8日	
毛利輝元書状案	1通	紙本墨書き		縦 横	27.6cm 41.5cm	興禪寺元元揚あて 天正14年1月20日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.8cm 45.7cm	興禪寺あて 永禄12年12月21日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	29.3cm 44.2cm	興禪寺あて 1月10日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.8cm 75.8cm	桂元忠あて 9月12日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	37.2cm 40.0cm	興禪寺あて 9月7日	
毛利輝元安堵状案	1通	紙本墨書き		縦 横	27.7cm 37.8cm	興禪寺元素戻主あて 天正14年1月20日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.1cm 39.8cm	西堂あて 12月14日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.6cm 46.1cm	興禪寺あて 11月7日	
毛利輝元袖判興禪寺抱寺家注文	1通	紙本墨書き		縦 横	28.5cm 44.1cm	天正11年4月2日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.3cm 44.8cm	毛利元秋あて 8月18日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.5cm 41.9cm	井上就重あて 1月26日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.8cm 42.7cm	福原広俊あて 8月23日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.0cm 45.9cm	瑞應庵あて 8月7日	
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 横	28.5cm 48.8cm	妙寿寺あて 天正15年6月25日	
毛利輝元書状案	1通	紙本墨書き		縦 横	27.9cm 38.5cm	妙寿寺あて 11月14日	
興禪寺元揚書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.5cm 48.2cm	国司元武・内藤元徳あて 天正14年1月20日	
興禪寺元揚書状	1通	紙本墨書き		縦 横	27.8cm 44.2cm	福原貞俊あて 天正13年8月22日	
御枕書類	1巻		巻子			14通	
毛利輝元法度	1通	紙本墨書き		縦 横	34.8cm 94.6cm	文禄5年5月23日	
毛利宗瑞自筆法度	1通	紙本墨書き		縦 横	32.8cm 101.9cm	毛利秀就・毛利秀元・毛利就隆あて 5月19日	

毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 16.5cm 横 79.4cm	毛利秀元あて 元和3年8月24日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 16.5cm 横 90.9cm	毛利秀元あて 元和4年7月
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 16.4cm 横 97.0cm	毛利秀元あて 7月22日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 16.5cm 横 103.2cm	毛利秀元あて 7月10日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 16.5cm 横 103.2cm	毛利秀元あて 4月30日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 33.5cm 横 48.8cm	毛利秀元あて 元和3年12月19日
毛利輝元書状	1通	紙本墨書き		縦 31.8cm 横 95.4cm	毛利秀元あて 慶長2年6月17日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 33.0cm 横 101.8cm	毛利秀元あて 慶長6年11月26日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 33.7cm 横 51.4cm	毛利秀元あて 慶長10年9月27日
毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書き		縦 32.3cm 横 34.9cm	毛利秀元あて 7月10日
毛利宗瑞・同秀就連署書状	1通	紙本墨書き		縦 33.5cm 横 51.3cm	毛利秀元あて 元和4年壬3月3日
毛利秀就・同宗瑞連署書状	1通	紙本墨書き		縦 32.9cm 横 51.1cm	毛利秀元あて 2月9日
毛利宗瑞・同秀就連署書状	1通	紙本墨書き		縦 33.7cm 横 51.5cm	毛利秀元あて 11月3日
小早川隆景・毛利輝元連署書状	1通	紙本墨書き		縦 32.0cm 横 49.3cm	毛利秀元あて 9月7日
毛利秀就書状	1通	紙本墨書き		縦 33.7cm 横 51.6cm	毛利秀元あて 元和4年壬3月6日
毛利秀就書状	1通	紙本墨書き		縦 38.1cm 横 43.8cm	毛利秀元あて 9月9日
毛利秀就書状	1通	紙本墨書き		縦 38.0cm 横 56.0cm	毛利秀元あて 12月28日
毛利秀就書状	1通	紙本墨書き		縦 37.9cm 横 54.5cm	毛利秀元あて 3月29日
毛利秀就書状	1通	紙本墨書き		縦 33.8cm 横 52.0cm	毛利光広あて 12月18日
毛利千代熊書状	1通	紙本墨書き		縦 37.9cm 横 45.7cm	毛利光広あて 12月19日

	輝元公秀就公御誓紙類	1巻		巻子		6通	2,180
6	毛利輝元起請文	1通	紙本墨書		縦 横	29.6cm 96.7cm	毛利秀元あて 慶長3年6月26日
	毛利宗瑞書状	1通	紙本墨書		縦 横	31.5cm 58.9cm	毛利秀元あて 慶長6年9月10日
	毛利宗瑞起請文	1通	紙本墨書		縦 横	24.5cm 91.9cm	毛利秀元あて 慶長6年9月10日
	毛利輝元箇条書	1通	紙本墨書		縦 横	29.9cm 45.9cm	
	毛利宗瑞起請文	1通	紙本墨書		縦 横	22.1cm 69.1cm	毛利秀元あて 慶長14年4月4日
	毛利秀就起請文	1通	紙本墨書		縦 横	22.1cm 110.4cm	毛利秀元あて 元和5年1月29日
7	慶長四年御割書	1巻		巻子		5通	1,130
	増田長盛・石田三成連署奉書	1通	紙本墨書		縦 横	35.3cm 86.3cm	毛利輝元・毛利秀元あて 慶長4年1月23日
	毛利輝元国割書写	1通	紙本墨書		縦 横	41.1cm 63.8cm	毛利秀元あて 慶長4年1月23日
	毛利秀元請書写	1通	紙本墨書		縦 横	40.0cm 65.6cm	安國寺東邊・堅田元慶・福原元広あて 慶長4年1月23日
	毛利輝元知行宛行状写	1通	紙本墨書		縦 横	37.6cm 63.8cm	毛利秀元あて 慶長4年6月15日
8	毛利輝元法度写	1通	紙本墨書		縦 横	37.7cm 63.8cm	毛利秀元あて 慶長4年6月15日
	毛利輝元官途書出	1通	紙本墨書	巻子	縦 横	39.9cm 65.2cm	毛利秀元あて 慶長7年6月20日
	秀元公御消息	1巻		巻子		3通	520
	毛利秀元書状	1通	紙本墨書		縦 横	35.1cm 49.2cm	毛利光広あて 慶安3年1月29日
	毛利秀元書状	1通	紙本墨書		縦 横	35.1cm 53.0cm	毛利光広あて 正保3年7月5日
9	毛利秀元書状	1通	紙本墨書		縦 横	35.1cm 52.4cm	毛利光広あて 正保4年8月11日
	秀元公広家公より秀就公宗瑞公への御状・ 匡豊公御手書 御帰邑に付御養子願	1巻		巻子		2通	210
	毛利秀元・吉川広家連署書状写	1通	紙本墨書		縦 横	21.8cm 49.7cm	毛利秀就・毛利宗瑞あて 慶長10年12月26日
	毛利豊康願書	1通	紙本墨書		縦 横	26.3cm 57.9cm	松平武元・松平輝高・松平康福・板倉勝清 田沼意次あて 安永6年4月21日

	秀元公・光広公御遺書	1巻	卷子	4通	580
11	毛利秀元書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	29.0cm 45.2cm 30.4cm 44.7cm
	毛利光広知行高覚	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	30.4cm 44.7cm 30.4cm 45.0cm
	稻葉正則覚書	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	30.4cm 43.4cm 30.4cm 45.0cm
	毛利光広書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	稲葉正則あて 承応2年壬6月27日
12	秀元公御手簡	1巻	卷子	3通	520
	毛利秀元書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.3cm 43.5cm 31.5cm 45.4cm
	毛利秀元書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.3cm 45.7cm 31.3cm 45.7cm
	毛利秀元書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.3cm 45.7cm 31.3cm 45.7cm
	刑部少輔元知君御手書	1巻	卷子	28点	3,230
	毛利元知書状	1通	紙本墨書	縦 横 縦 横	35.1cm 53.2cm 30.5cm 43.2cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書	縦 横 縦 横	30.6cm 36.6cm 20.0cm 28.5cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.2cm 32.1cm 35.2cm 48.8cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.8cm 21.7cm 31.3cm 46.2cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.5cm 41.7cm 27.0cm 40.6cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書	縦 横 縦 横	31.6cm 42.0cm
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		

	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 20.1cm 横 26.5cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.9cm 横 41.7cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.9cm 横 43.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.3cm 横 44.7cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 35.2cm 横 47.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.7cm 横 44.4cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 31.0cm 横 44.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.7cm 横 44.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 31.0cm 横 44.5cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 35.4cm 横 47.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.7cm 横 43.5cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 30.9cm 横 43.3cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 31.8cm 横 43.4cm			
	毛利元知書状	1点	紙本墨書		縦 31.8cm 横 45.5cm			
	毛利元知書状	1点	紙本墨書		縦 30.8cm 横 43.7cm			
	毛利元知書状	1点	紙本墨書		縦 35.8cm 横 49.0cm			
	毛利元知和歌	1点	紙本墨書		縦 35.3cm 横 43.0cm			
	秀就公御手簡	1巻	卷子		5通		730	
	毛利秀就書状	1通	紙本墨書		縦 33.1cm 横 51.1cm	毛利秀元あて 2月9日		
	毛利秀就書状	1通	紙本墨書		縦 33.3cm 横 51.7cm	毛利秀元あて 12月5日		
14	毛利秀就書状	1通	紙本墨書		縦 33.3cm 横 49.8cm	毛利秀元あて 11月18日		

	毛利秀就書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	33.2cm 43.3cm 33.3cm 155.9cm	毛利秀元あて 元和3年8月8日	
	毛利秀就書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	33.3cm 43.3cm 33.3cm 155.9cm	毛利秀元あて 元和4年4月30日	
	刑部様へ御分知砌の書状	1巻	卷子			4通	
15	稻葉正則書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	31.0cm 46.2cm 31.0cm 45.0cm	毛利元知あて 承応2年7月18日	
	稻葉正則書状案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	31.0cm 46.2cm 31.0cm 45.0cm	承応2年7月18日	
	酒井忠清書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	31.0cm 51.5cm 31.0cm 51.5cm	稲葉正則あて 承応2年9月3日	
	酒井忠勝書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	31.0cm 51.5cm 31.0cm 51.5cm	毛利元知あて 承応2年10月13日	
16	江家聞見録	6冊	紙本墨書き	冊子	28.5cm 21.5cm		300
17	江家聞見録	6冊	紙本墨書き	冊子	28.0cm 21.4cm		150
	歴代口宣	1巻	卷子			35通	
	明正天皇口宣案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	34.8cm 46.0cm 34.5cm 51.1	寛永12年11月7日	
	靈元天皇口宣案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	34.5cm 51.1 34.4cm 51.5cm	寛文4年12月25日	
	靈元天皇口宣案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	34.5cm 51.5cm 34.5cm 51.5cm	寛文4年12月25日	
	靈元天皇口宣案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	36.1cm 54.8cm 34.3cm 52.0cm	寛文4年12月25日	
	靈元天皇宣旨	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	37.1cm 56.4cm 34.2cm 52.0cm	元禄5年12月18日	
	東山天皇口宣案	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	34.1cm 52.1cm 37.3cm 53.0cm	宝永6年4月15日	
	東山天皇宣旨	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横	34.3cm 51.8cm	享保14年12月16日	
	中御門天皇口宣案	1通	紙本墨書き				

中御門天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	34.3cm 52.0cm	享保14年12月16日
中御門天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	37.2cm 57.6cm	享保14年12月16日
桜町天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	34.1cm 52.0cm	元文4年12月16日
桜町天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	34.0cm 51.0cm	元文4年12月16日
桜園天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	37.2cm 58.0cm	元文4年12月16日
桃園天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	34.4cm 51.5cm	宝暦11年12月18日
桃園天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	34.4cm 51.7cm	宝暦11年12月18日
桃園天皇口宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	37.2cm 57.1cm	宝暦11年12月18日
後桃園天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	34.0cm 52.0cm	安永3年12月18日
後桃園天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	34.0cm 51.8cm	安永3年12月18日
後桃園天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	37.2cm 57.0cm	安永3年12月18日
光格天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	32.5cm 49.3cm	寛政12年12月16日
光格天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	32.2cm 48.8cm	寛政12年12月16日
光格天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	37.1cm 55.0cm	寛政12年12月16日
仁孝天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	32.4cm 53.7cm	文政4年12月16日
仁孝天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	33.8cm 53.4cm	文政4年12月16日
仁孝天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	33.8cm 52.5cm	文政4年12月16日
仁孝天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	37.1cm 55.5cm	文政4年12月16日
仁孝天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	33.1cm 51.0cm	天保2年12月16日
仁孝天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	32.9cm 51.3cm	天保2年12月16日
仁孝天皇宣旨	1通	紙本墨書き		縦 横	37.0cm 50.3cm	天保2年12月16日

		孝明天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	33.1cm 51.1cm	弘化4年12月16日
		孝明天皇口宣案	1通	紙本墨書き		縦 横	33.4cm 51.0cm	弘化4年12月16日
		孝明天皇宣言	1通	紙本墨書き		縦 横	37.0cm 55.3cm	弘化4年12月16日
		古分限帳(長府毛利家中分限帳)	1冊	紙本墨書き	冊子	縦 横	22.5cm 16.0cm	580
19	歴代位記	1巻		巻子		10通		380
	毛利元平叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.4cm 140.9cm	宝永6年4月15日	
	毛利師就叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.7cm 143.6cm	享保14年12月16日	
	毛利匡敬叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.5cm 140.0cm	元文4年12月16日	
	毛利匡満叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.6cm 140.6cm	宝暦11年12月18日	
	毛利匡豊叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.4cm 138.6cm	安永3年12月18日	
	毛利元義叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.6cm 139.5cm	寛政12年12月16日	
	毛利元義叙従四位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.5cm 138.4cm	天保2年12月16日	
	毛利元寛叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.5cm 138.2cm	文政4年12月16日	
	毛利元運叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.5cm 139.2cm	天保2年12月16日	
	毛利元周叙従五位下位記	1通	紙本墨書き		縦 横	26.6cm 142.2cm	弘化4年12月16日	
20	御代々御名乗實名書					21点		80
	毛利匡廣名乗	1点	紙本墨書き	まくり	縦 横	49.1cm 65.9cm	享保13年3月22日	
	毛利匡芳名乗	2点	紙本墨書き	まくり	縦 横	49.0cm 65.3cm	天明元年閏5月吉日	
	名乗	2点	紙本墨書き	まくり	縦 横	38.7cm 52.8cm	寛政4年7月吉日	
	毛利元寛名乗	2点	紙本墨書き	まくり	縦 横	40.0cm 55.3cm	文化13年9月	
	名乗	2点	紙本墨書き	まくり	縦 横	38.4cm 52.0cm	寛政7年12月吉日	

	寿算名	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	51.8cm 67.0cm	文化14年12月15日	
21	唱替	2点	紙本墨書	まくり	縦 横	39.3cm 52.1cm		
	花押	2点	紙本墨書	まくり	縦 横	27.3cm 38.6cm		
	御花押	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	27.2cm 38.9cm		
	寿	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	35.4cm 49.8cm		
	毛利元懸名乗	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	45.4cm 60.2cm	安政7年閏3月	
	花押	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	45.3cm 59.4cm		
	實名	2点	紙本墨書	まくり	縦 横	50.9cm 63.4cm		
	名乗	1点	紙本墨書	まくり	縦 横	49.5cm 66.0cm		
	朝廷御達書	1巻		卷子			19通	550
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	18.0cm 78.7cm		
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	17.5cm 97.6cm		
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	21.6cm 101.2cm	慶應3年10月	
	朝廷口達書取	1通	紙本墨書		縦 横	19.2cm 79.3cm	4月22日	
	三条実美書状	1通	紙本墨書		縦 横	19.2cm 135.6cm	4月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	17.6cm 61.1cm		
	三条実美添書并詔書	1通	紙本墨書		縦 横	17.0cm 127.5cm	明治4年2月	
	三条実美書状	1通	紙本墨書		縦 横	19.6cm 138.9cm	明治2年2月	
	明治天皇詔書	1通	紙本墨書		縦 横	20.5cm 107.0cm	明治2年4月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	19.6cm 52.9cm	明治2年5月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	20.3cm 51.2cm	5月	

	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	19.9cm 51.2cm	明治2年5月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	20.4cm 102.1cm	明治2年5月	
	太政官布告	1通	紙本墨書		縦 横	25.2cm 192.4cm	明治3年9月	
	行政官布告	1通	紙本墨書		縦 横	25.0cm 370.6cm	6月	
	明治天皇詔勅	1通	紙本墨書		縦 横	25.2cm 38.0cm	明治4年7月14日	
	太政官布告	1通	紙本墨書		縦 横	25.2cm 37.8cm	7月	
	太政官布告	1通	紙本墨書		縦 横	25.2cm 37.5cm	明治4年10月8日	
	明治天皇詔勅	1通	紙本墨書		縦 横	21.2cm 55.8cm	明治4年10月	
	朝廷より宗家への御達書写	1巻	卷子			3通	90	
23	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	19.0cm 93.9cm		
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	19.2cm 52.4cm		
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	17.5cm 88.7cm	岩倉具視あて 明治3年12月	
	朝廷より当家への御達書	1巻	卷子			11通		
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	18.0cm 66.0cm	毛利敬親あて 文久3年6月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	21.3cm 57.0cm	毛利元周あて	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	17.5cm 57.0cm	毛利元周あて 慶應3年12月25日	
	毛利元周謨願書	1通	紙本墨書		縦 横	19.5cm 51.2cm	明治元年1月25日	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	17.5cm 38.3cm	毛利元周あて 明治元年2月	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	21.1cm 67.3cm	毛利元周あて 明治元年2月21日	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	21.1cm 58.0cm	毛利元周あて 明治元年2月23日	
	朝廷御達書	1通	紙本墨書		縦 横	21.2cm 66.2cm	毛利元敏あて 明治元年4月18日	

	朝廷御達書	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横 縦 横	17.4cm 40.5cm 19.8cm 53.0cm 19.1cm 74.5cm	明治元年4月	
	兵部省御達書	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横 縦 横	19.8cm 53.0cm 19.1cm 74.5cm	豊浦藩あて 明治2年7月 毛利元敏あて 明治元年6月5日	
	高倉永祐・四条隆平連署書状	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横 縦 横	19.1cm 74.5cm	毛利元敏あて 明治元年6月5日	
	賞典録下賜之書	1巻	卷子			2通	60
25	太政官布告	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横 縦 横	51.7cm 64.1cm 21.0cm 99.8cm	毛利元敏あて 明治2年6月 毛利元敏あて 明治2年6月	
	行政官布告	1通	紙本墨書き	縦 横 縦 横 縦 横	21.0cm 99.8cm	2通	180
	勅書 豊浦藩知事職任免辞令						
26	勅書	1通	紙本墨書き	まり	縦 横 縦 横 縦 横	51.8cm 65.5cm 20.4cm 55.0cm	毛利元周あて 明治2年6月 毛利元敏あて 7月
	太政官達書	1通	紙本墨書き	まり	縦 横 縦 横 縦 横	55.0cm	2通
	御沙汰書						60
27	内国事務局達書	1通	紙本墨書き	まり	縦 横 縦 横 縦 横	35.0cm 48.5cm 18.5cm 45.5cm	毛利元周あて 慶応4年3月5日 毛利敬親あて
	内国事務局達書	1通	紙本墨書き	まり			50,000
		27件274点					

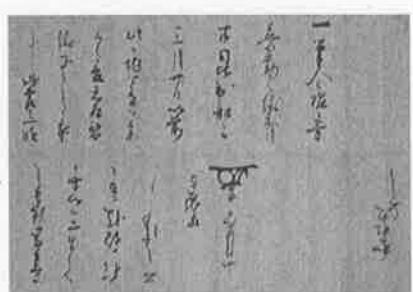
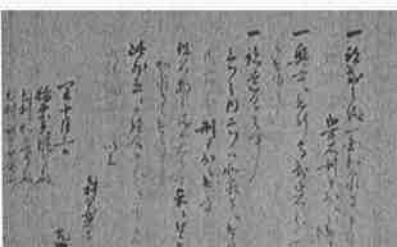
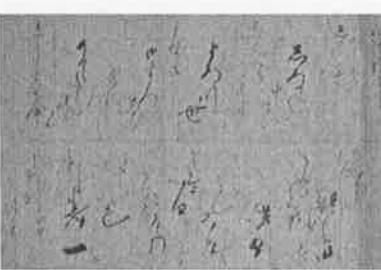
購入目録詳細

1	天盃 附 参内之次第書 (天盃)
法量	口径 14.1 cm 底径 6.7 cm 高 2.0cm
2	秀吉公より秀元公拝領 河船図
法量	縦 47.5 cm 横 280.0 cm
3	元就公其の他より興禪寺へ 当る御書類其外 (毛利元就・同隆元連署寄進状)
法量	縦 28.8 cm 横 51.5 cm

4	御捷書類 (毛利輝元法度)
法量	縦 34.8 cm 横 94.6 cm
5	輝元公其他より 秀元公光広公への御消息 (毛利輝元書状)
法量	縦 34.0 cm 横 49.9 cm
6	輝元公秀就公御誓紙類 (毛利輝元起請文)
法量	縦 29.6 cm 横 96.7 cm

※ 1件につき複数ある資料については、代表的なものを掲載した

購入目録詳細

	
7	慶長四年御国割書 (増田長盛・石田三成連署奉書写)
法量	縦 35.3 cm 横 86.3cm
	
8	毛利輝元官途書出
法量	縦 39.9 cm 横 65.2 cm
	
9	秀元公御消息 (毛利秀元書状)
法量	縦 35.1 cm 横 49.2 cm
	
10	秀元公広家公より秀就公 宗瑞公への御状・ 匡豊公御手書 御帰邑に付 御養子願 (毛利秀元・吉川広家連署書状写)
法量	縦 21.8 cm 横 49.7 cm
	
11	秀元公・光広公御遺書 (毛利秀元書状)
法量	縦 29.0 cm 横 45.2 cm
	
12	秀元公御手簡 (毛利秀元書状)
法量	縦 31.3 cm 横 43.5 cm

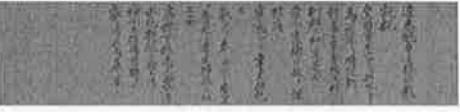
※1件につき複数ある資料については、代表的なものを掲載した

購入目録詳細

	13 刑部少輔元知君御手書 (毛利元知書状)	法量 縦 34.1 cm 横 53.2 cm
	14 秀就公御手簡 (毛利秀就書状)	法量 縦 33.1 cm 横 51.1 cm
	15 刑部様へ御分知砌の書状 (稻葉正則書状)	法量 縦 31.0 cm 横 46.2 cm
	16 江家聞見録	法量 縦 28.5 cm 横 21.5 cm
	17 江家聞見録	法量 縦 28.0 cm 横 21.4 cm
	18 歴代口宣 (明正天皇口宣案)	法量 縦 34.8 cm 横 46.0 cm

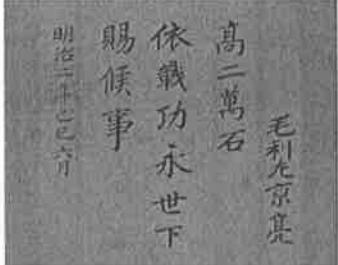
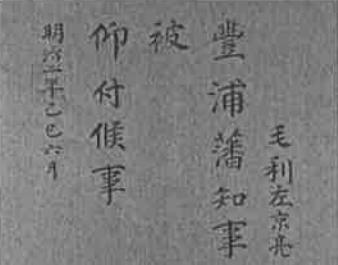
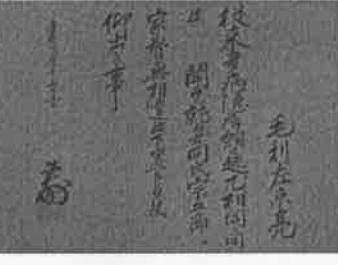
※1件につき複数ある資料については、代表的なものを掲載した

購入目録詳細

			
19	古分限帳 (長府毛利家中分限帳)	22	朝廷御達書 (朝廷御達書)
法量	縦 22.5 cm 横 16.0 cm	法量	縦 18.0 cm 横 78.7 cm
			
20	歴代位記 (毛利元平叙從五位下位記)	23	朝廷より宗家への御達書写 (朝廷御達書)
法量	縦 26.4 cm 横 140.9 cm	法量	縦 19.0 cm 横 93.9 cm
			
21	御代々御名乗實名書 (毛利匡廣名乗)	24	朝廷より当家への御達書 (朝廷御達書)
法量	縦 49.1 cm 横 65.9 cm	法量	縦 18.0 cm 横 66.0 cm

※ 1件につき複数ある資料については、代表的なものを掲載した

購入目録詳細

	
25	賞典錄下賜之書 (太政官布告)
法量	縦 51.7 cm 横 64.1 cm
	
26	勅書 豊浦藩知事職任免辭令 (勅書)
法量	縦 51.8 cm 横 65.5 cm
	
27	御沙汰書 (内国事務局達書)
法量	縦 35.0 cm 横 48.5 cm

※1件につき複数ある資料については、代表的なものを掲載した

下関市教育委員会
議案第33号

豊浦四町公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

豊浦四町公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、豊浦四町公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1 解嘱者及び委嘱者 解嘱者 大田 征和
 委嘱者 鬼崎 聖

2 解嘱及び委嘱期間

解嘱 令和2年5月31日
委嘱 令和2年6月1日から令和3年7月31日まで

3 提案理由

委員の人事異動に伴い、解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

豊浦四町公民館運営審議会委員名簿

	氏名	読み仮名	性別	地区	職業・役職	区分	
1	林 みゆき	はやし みゆき	女	菊川町	菊川文化協会役員	団体	
2	船瀬 保美	ふなせ やすみ	女	菊川町	社会教育委員	社会教育	
3	鬼崎 聖	きさき さとし	男	豊田町	西市小学校長	学校教育	新規※
4	水野 捷子	みずの かつこ	女	豊田町	社会教育委員	社会教育	
5	川本 弘子	かわもと ひろこ	女	豊田町	佳和会代表者	団体	
6	野村 幹夫	のむら みきお	男	豊浦町	宇賀ふれあいセンター運営委員長	社会教育	
7	藤村 高史	ふじむら たかふみ	男	豊浦町	小串公民館運営委員長	社会教育	
8	永岡 潤	ながおか ひとし	男	豊浦町	川棚公民館運営委員長	社会教育	
9	古吉 一雄	ふるよし かずお	男	豊浦町	黒井公民館運営委員長	社会教育	
10	三滝 一夫	みたき かずお	男	豊浦町	室津公民館運営協議会長	社会教育	
11	釣井 恭平	つるい きょうへい	男	豊北町	田耕地区スポーツ振興会会长	社会教育	
12	佐々木 猛	ささき たけし	男	豊北町	豊北文化協会会长	団体	
13	眞鍋 栄子	まなべ えいこ	女	豊北町	子育てサークルぶらんこ会長	家庭教育	
14	田村 淳	たむら あつし	男	豊北町	下関市人権擁護委員	団体	

任期は令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

※任期は令和2年6月1日から令和3年7月31日まで

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、臨時に代理し、令和2年第1回臨時会に議案を提出し、可決されたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり報告いたします。

第 1 回 臨 時 会

議案第 73 号

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 11 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

下関市教育長の給与等に関する条例（平成 17 年条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(給料月額の特例)

2 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り、教育長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に 100 分の 85 を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額を計算する場合における給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号参考資料

	新 旧	対 照 表	
附 則	日	附 則 <u>(施行期日)</u>	新
略		<p>1 略 <u>(給料月額の特例)</u></p> <p>2 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額を計算する場合における給料月額については、この限りでない。</p>	

報 告 事 項
令和2年5月26日
教 育 政 策 課

2020年度こども文化パスポート事業の中止について

2020年度こども文化パスポート事業について、下記のとおり中止しますので、報告いたします。

記

1 経緯

新型コロナウィルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け、2020年度のこども文化パスポート事業の実施の可否及び縮小について検討し、事業の中止を決定

2 事業概要（2019年度実施分）【パスポート利用実績：計63,945人】

項目	内 容
対象エリア	北九州市、下関市、長門市、北九州都市圏（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）
対象者	保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校等の幼児・児童・生徒
実施期間	7月20日（土）～9月1日（日） 44日間
配付方法	保育園・幼稚園・こども園・小中学校等で、パスポート（入場証）を配付
対象施設	<p>全87施設 (内訳) 下関市：21施設、北九州市：51施設 長門市：6施設、中間市：2施設 芦屋町：2施設、水巻町：1施設 岡垣町：3施設、遠賀町：1施設</p> <p>＜下関市の参加施設＞</p> <p>下関市立美術館、長府庭園、長府毛利邸、下関市立考古博物館、しものせき環境みらい館、下関市立近代先人顕彰館（田中絹代ぶんか館）、海峡ゆめタワー、下関市立しものせき水族館「海響館」、下関市立東行記念館、川棚温泉交流センター（鳥山民俗資料館）、リフレッシュパーク豊浦、豊田湖畔公園、豊田ホタルの里ミュージアム、太翔館（下関市立豊北歴史民俗資料館）、つのしま自然館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、重要文化財旧下関英國領事館、下関市立歴史博物館、ふくふくこども館、下関市火の山ロープウェイ【新規】、下関フィッシングパーク【新規】</p>

報 告 事 項
令和 2 年 5 月 26 日
生 涯 学 習 課

北部公民館の一部利用停止期間について

下関市勤労婦人センター本館耐震補強工事(所管:産業振興部)の工期の変更に伴い、北部公民館の一部利用停止期間が下記のとおり変更となるもの。

記

1. 一部利用停止期間

令和元年 12 月から令和 2 年 10 月まで(予定)

2. 理由

現場の状況により耐震補強計画を一部修正する必要が生じ、工事内容の変更を行い、工期が 2 か月程度延伸することとなったため。

3. スケジュール(予定)

内容・年度		令和元年度												令和2年度											
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
耐震補強工事	変更前				北部地区文化祭	←							→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→
	変更後					←							→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→

4. 工事期間中の利用

北部公民館については、1階の講座室、研修室、談話室、4階の講堂を除き、利用が可能である。